

# B S E 対策の現状に関する説明会

日 時 平成26年2月17日(月) 14:00～  
場 所 かでる2・7 かでるホール

## (1) 開 会

### ○司 会：

定刻となりましたので、「BSE対策の現状に関する説明会」を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しい中、説明会にご来場いただき、まことにありがとうございます。私、本日の司会進行を務めます農政部生産振興局畜産振興課の多田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、主催者であります北海道農政部食の安全推進局長の多田より皆様へ一言ご挨拶させていただきます。

### ○多田食の安全推進局長：

皆様、きょうはご苦勞さまでございます。「BSE対策の現状に関する説明会」の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

きょうは、この悪天候にもかかわらず道内各地より多数の方にお集まりいただきましたことに心からお礼を申し上げたいと思います。BSE対策については既に皆様ご承知のことと思いますけれども、平成13年9月の国内での最初の発生以降これまで飼料規制あるいは、と畜場における特定危険部位の除去、さらには検査あるいはトレーサビリティなど関係者が一丸となって対策を講じてきたところでございます。その結果、我が国におきましては平成25年5月の末に国際獣疫事務局総会におきまして、BSE清浄国である「無視できるBSEリスク」の国に認定されたところでございます。

この間、我が国におきましては食品安全委員会の答申に基づきましてBSE対策の見直しを行い、と畜牛の検査対象月齢を48か月齢超に引き上げる手続が行われてきたわけですが、その過程におきまして道といたしましては、知事の附属機関でございます北海道食の安全・安心委員会の専門委員会を設置いたしまして北海道が行うBSE検査のあり方についてのご論議をいただき、また、BSE検査のあり方についての提言をまとめたいただいたところでございます。その後、道といたしましては、その提言に基づきまして道としての見直しの方針について取りまとめまして、パブリックコメントあるいは道内各地で開催する説明会におきまして道民の皆様あるいは関係機関・団体の方から幅広くご意見をいただいたところでございます。

これらの議論を踏まえまして道独自の取り組みとして全頭を対象としてきたと畜牛の検査を見直し、7月から全国の自治体と足並みをそろえて検査対象月齢を48か月齢超に移行したところでございます。こうした中でも我々といたしましては、引き続き飼料規制あるいは特定危険部位の除去といったBSE対策の徹底を図りながら道産牛肉の安全性の確保に努めているところでございます。

きょうの説明会は、7月の検査対象変更後のBSE対策につきまして、と畜場や試験研究、飼料・肥料などの現状を説明させていただきましてより一層ご理解を深めていただくという趣旨で開催するものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ですが開会に当たっての挨拶とさせていただきます。きょうはよろしくお願いいたします。

### ○司 会：

ありがとうございました。

続いて本日の予定でございますけれども、お手元の配付資料をご参照いただけますでしょうか。最初に「と畜牛の月齢による分別管理と特定危険部位の除去について」、2番目に「非定型BSEの試験研究について」、3番目に「BSEサーベイランスと広報活動について」、4番目に「BSEに関する肥料の規制について」、最後に「牛由来の飼料用動物性油脂の利用について」説明いたします。その後10分間の休憩を入れまして、本日の説明内容について会場の皆様と質疑応答の時間を設けてございます。皆様の積極的なご意見をいただければと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて資料の確認をさせていただきます。説明順に資料1から資料5の五つの資料を配付しております。資料に不足がありましたら、お手数ですが受付の係員にお申し出ください。

## (2) 説 明

### ○司 会：

それでは説明に入らせていただきます。

初めに「と畜牛の月齢による分別管理と特定危険部位の除去について」、保健福祉部健康安全局食品衛生課、本郷主幹から説明いたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

### ○本郷主幹：

皆さん、ご苦労さまです。私、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課の本郷と申します。「と畜牛の月齢による分別管理と特定危険部位の除去について」ということで題目をお預かりしておりますので、こちらの説明をさせていただきます。

(スライド1、2)

まず、と畜牛のBSE対策の見直し、今、多田局長のご挨拶の中でもありましたとおり、この7月から48か月齢超ということでと畜牛のBSE検査の対象が限定的にされたということがあります。平成13年からBSE検査が始められたわけですが、平成17年の8月から国のほうで21か月齢以上をBSE検査の対象とすることで法律の改正がされたところではありますが、道としましては独自に全頭検査を継続してきました。この段階では、いわゆる特定危険部位、全月齢全て頭部、脊髄、脊柱、回腸遠位部を除去することになっていたことで、法律上はここで月齢区分が入ったわけですが、実際には分別管理というものは必要としていなかったことです。

昨年の4月に法律改正がありまして、今度はBSE検査の対象が30か月齢超ということで整理されました。ただ、この段階でも道としましては独自に全頭検査を継続してきていますので、引き続き月齢による分別管理が大きく問題になったことはありませんでした。ただ、この時点で特定危険部位が30か月齢超の頭部、脊髄、脊柱に限定されたので、30か月齢以下の頭部、脊髄、脊柱については特定危険部位の範囲に含まれなくなりました。この段階から月齢による分別管理が必要になってきていたという実情があります。ただ実際には、食用として取り扱われたものがこの4月1日の段階でどれだけあったかといいますと、ほとんどありませんでした。そういうことがありまして、実際にはこの段階での月齢区分というものは問題視されていなかったことがあります。

そこで、この7月からBSE検査自体は48か月齢超で整理をされました。これは道も同じことで整理をしたことがあります。この段階で初めて月齢区分というのが非常に重要になってきました。

(スライド3)

次に、BSE検査の流れについてです。

まずBSE検査ですが、一般的にと畜検査、いわゆる家畜をお肉にするために必要な検査があります。その中にBSE検査も含まれるわけですが、一般的にと畜検査の流れには生体検査、解体前検査、解体後検査があって、その後、出荷されることになります。

その中でBSEにかかわる検査の部分を赤い枠で囲んでいます。まず生体検査の段階では月齢区分に関係なく今現在も継続されていますが、牛に起立不能であるとか震え、けいれんがないか、要はBSEにかかわるような症状を呈していないか確認をします。ここでもし異常があれば、と殺禁止ということで、肉にすることはできないので生きたままお持ち帰りいただくこととなります。ここで異常がないということで解体前検査、解体後検査と進んでいったときに、解体後検査の中で内臓検査、枝肉検査、頭部検査の三つの検査を行っています。この三つの検査の中で頭部検査のところで、BSEの検査対象牛の頭については脳の一部であります延髄を取り出しまして、こちらを検体として試験室に持ち込んで検査をするのがスクリーニング検査です。今回48か月齢超を対象とするという部分は、このスクリーニング検査に係るところから始まります。

スクリーニング検査はどういったものが行われているかですが、きょうは業界の方が大変多いと思いますので説明するまでもなくご存じの方が大半かと思いますが、中には今回初めて詳しい話を聞くという方もいらっしゃるかと思いますので若干説明をさせていただきます。

BSEの原因となりますのがプリオンたん白質と言われているものです。この説明につきましては後ほど畜産試験場の福田先生のほうからまた詳しくお話があるかと思いますが、プリオンの中でも特に異常プリオンというものがBSEの原因となっています。正常なプリオンもありまして、こちらは一般の牛でも持っているものです。脳の中に正常プリオン、異常プリオンがあった場合、まず正常プリオンだけを分解する酵素を使って正常プリオンを分解してしまいます。そうすると異常プリオンだけが残ることになりますが、異常プリオンだけに反応する抗体がないものですからプリオンという大きくりのものに対して反応する抗体を使って、その反応があるかないか確認します。

正常プリオンは先に酵素で分解されていますので、そこにはもう残っていない。残っているとすれば異常プリオンだけだろうということで、ここで反応したものがあれば、それはBSEの原因となる異常プリオンだろうと推測されるわけです。ただ、酵素の反応が弱かったりテクニク的に間違いがあると正常なプリオンが若干残ってしまうことがあります。そういったときに非特異反応というか疑陽性というようなことで、実際にはBSEではないのですが陽性のような反応が出てしまうことがあります。そういったことがありますので、あくまでもここはスクリーニングという形で網かけで検査をします。そこで陽性になったとしても、それは正常プリオンが分解されずに残ってしまった可能性もありますので、さらに国の検査機関によって確認検査、確定診断が行われます。ここで陰性になればそのまま出荷をされることとなります。また、陽性の結果が出れば全て焼却処分され

る流れになっています。

(スライド4)

次に特定危険部位のお話です。特定危険部位は、先ほど言いましたBSEの原因となる異常プリオンが蓄積している場所と言われているところです。これは脳、脊髄、小腸、こういったところに蓄積すると見られていますので、特定危険部位を除去することがヒトが変異型クロイツフェルト・ヤコブ病に感染するリスクを低減するために重要な対策と考えられています。これはBSE発症牛のプリオンですから、発症していない牛であればプリオンがそもそもこういうところに蓄積されていないのでゼロになるのですが、これは発症牛の場合の分布というものが検査をされた中での評価レポートということでヨーロッパのほうで発表されている内容です。そこでは、脳に62.5%、続いて脊髄に24%、そのほかに回腸、背根神経節、これは脊柱に含まれる神経の節のようなところですが、そういったところに若干ある。そこを取り除けばBSEの発症牛であっても99.7%のプリオンは取り除かれるというようなことです。

(スライド5)

今回、月齢区分されたことで、どのようなことで月齢による分別管理を行っていくかということですが、国のほうでガイドラインが示されています。このガイドラインによって分別管理されています。

まず1点目、月齢区分の順にと畜をする。要は、30か月齢と48か月齢で特定危険部位を使うか使わないかというところで、ここの区切りがあるかないかというのはあるのですが、BSEがある限りは48か月齢は必ずやることになります。その区切れ目のところに印をつけた牛を置いて、その間のところは特に印はつけなくても月齢によって寄せてしまう。それでと畜をするという形をとっている施設が道内に三つあります。例えば、高齢牛ばかり入っており、ごくまれに若齢牛が入ってくると畜場、逆に、若齢牛ばかり取り扱っていて、ごくまれに高齢牛が入ってくると畜場はこういうやり方をしています。

もう一点は、全ての牛に月齢のわかるタグをつける。こういった形だと、全ての牛にタグがついているのでわかりやすいといえどもわかりやすいのですが、大変な手間になることと、取り違えなどが起こりやすいという欠点があります。これについては道内で取り扱っているところはありません。

さらにもう一つ、アとイを組み合わせる。要は、全ての牛にタグをつけるのですが、それぞれで月齢によって寄せてしまう。これによって取り違えにくくするといった相乗効果があります。これは道内で7施設、ほとんどがこちらのやり方を使っていることです。

(スライド6、7)

月齢区分については、と畜場のほうで区分されているわけですが、道の職員であると畜検査員がこれを確認する作業を行っています。具体的にどういうふうに行っているか、これから写真などを使いましてご説明させていただきます。

まず牛の月齢による分別管理の状況ですが、皆さん、牛の耳にこういう番号札がついているのはご存じかと思います。これは個体識別番号といって、全ての牛に番号のついた耳標がついています。インターネットのこういったサイトがありまして、そのサイトにこの番号を入れていただきますと生年月日と月齢が出てくることになっています。これを確認していただければ「33か月齢+14日です」ということで、この牛は48か月齢以下の牛だとい

うことがすぐにわかります。このような形で一覧表が出てきます。その月齢を確認して、対象となる牛の頭にペンキでマーキングをする、もしくは月齢ごとに色分けをしたタグをつける。そういった形でまず生体の段階で色分けをして、誰でも一目見ただけで、この牛は何か月齢か、どの区分に属するものなのかわかる形で区別をしています。

(スライド8)

そして、月齢などが記載された一覧表が、と畜場の従業員の方から道の職員であると畜検査員に検査申込書という形で提出されています。と畜検査員はこの表を持って生体検査など検査の場に赴きますので、それで番号と照らし合わせることが可能になっています。と畜場の作業員には、と畜の順番ごとに一覧になっているものが手渡されます。この番号は、先ほどの耳についていた番号とは違ってと畜場ごとに決めている処理番号のようなもので、そういうものが書かれた一覧表が手渡されることになっています。その処理番号でも色分けをして、その牛がどの月齢区分に該当するかわかるようにしています。

(スライド9)

先ほど牛の頭にペンキでマークをしておりましたが、それだと皮をはいでしまうとわからなくなってしまいますので、と畜の処理番号とあわせて色分けのタグをつける。こういったことで、その牛が何か月齢の区分に属するか処理の過程ですっと追いかけられる形をとるのが一般的なやり方です。最終的に肉が冷蔵庫のほうに入りますが、冷蔵庫に入れるときに計量があります。そのときラベルをつけるのですが、そのラベルの中に印をつける。48か月齢以下であれば青いマルをつけるとか、そういった形で一目でわかるように区分をしています。

こういったものとと畜場の従業員とと畜検査員の双方で確認し合って、間違いのないことで進めている状況です。

以上が「と畜牛の月齢による分別管理と特定危険部位の除去について」のお話となります。

○司 会：

続きまして「非定型BSEの試験研究について」、地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部畜産試験場、福田研究主任から説明いたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○福田研究主任：

道総研畜産試験場の福田といいます。よろしくお願いいたします。

以前は北海道立畜産試験場という道立の試験場だったのですが、今は独法になりました。私は入って12年間になりますが、ちょうどBSEが2001年に発生したことを受けて試験場でもBSEの研究を行うということで私が入りまして、今まで12年続けてきたわけです。本日は、非定型BSEの試験研究について話をしてくださいということでしたので非定型BSEを中心にお話を進めたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

(スライド1、2)

本日はこの四つ、まずはおさらいといっても皆さん方ご存じのことばかりだと思いますが、BSEとは？というところから入らせていただいて、非定型BSEの発生状況、国を含めた試験研究のこと、我々の取り組みということでお話を進めていきます。

(スライド3)

BSEですが、先ほどもお話がありました。病原体はプリオンと呼ばれるものです。プリオンにもいろいろありまして、羊のスクレイピーであるとかヒトのクロイツフェルト・ヤコブ病などいろいろな病気があります。BSEについてはBSEプリオンと呼ばれています。1986年にイギリスで初めて報告されました。その後、ご存じのようにヨーロッパ各国、日本、北米に拡散しています。当初イギリスの疫学調査で、このBSEの大もとというのは感染牛の肉骨粉が餌として利用されて広まったと。私、実物を見たことはないのですが、こういう茶色の粉状のものが餌に入って、それが原因で広まったと言われています。潜伏期間は、平均すると5年から5.5年のようです。神経症状、神経質になったり、人が近寄ると攻撃的になったりということです。あと、異常歩様、運動失調、非常に音に過敏反応をするというような症状を呈しまして、最後は死に至ります。

電子顕微鏡で異常プリオンたん白質を見るとこのような形で見えるということです。異常プリオンたん白質を脳幹部から抽出して検出するというのが診断方法です。治療法はありません。これはBSEだけでなく、ほかのプリオン病、ヒト、羊をあわせて治療法はないことです。

(スライド4)

世界のBSEの発生状況、先ほど言いました1980年代後半に見つかりましたイギリスでは、年間に3万頭を超える患畜が見つかったのが大きな話題となりました。その後、2000年代に入りまして日本、ヨーロッパで急激にふえていきました。現在は、2012年のOIEの資料では、ヨーロッパでも全体で16頭、イギリスでは3頭、1桁の前半になりました。アメリカやブラジルでも見つかったと。アメリカは非定型ですが、そういう報告がされています。日本に関しては2009年以来見つかっておりません。イギリスでは1990年代がピークだったのですが、ヨーロッパでは2001年、2002年にピーク、日本では2006年の10頭がピークでありました。

(スライド5)

国内の発生状況ですが、2006年に10頭あったのですが、こんな状況です。患畜の生まれ年を見てもみると、2001年から2005年までに見つかったものについては1995年、1996年生まれが大半でありました。次に2000年前後に生まれたものが出てきました。日本ではこの二つのコホート、患畜の集団にいるのだというのがよく説明で使われるところです。そのほかに1992年生まれが2頭、2001より後に生まれたのが2頭見ついているという状況です。北海道に関しては、1996年生まれの最初のコホートの群が道北から道東にかけて生まれた牛で見ついています。2000年前後については全道各地で見ついているという状況です。全国で36例BSEが見つっていますが、北海道で生まれた牛は28例です。

(スライド6)

そもそもプリオンとは？という話ですが、ちょっと難しいのですが、たん白質性感染粒子だとアメリカのプルシナー博士がプリオン仮説を立てましてノーベル賞を受賞していますが、そもそもプリオンというのはウイルスや細菌と同じレベルの病原体の種類をあらわす言葉です。一番違うのは、核酸、DNAやRNAといった遺伝情報がないこと。プリオンの主体は蛋白で、それはどうやってふえるかということ、ヒトや動物の正常型のプリオンたん白質を異常なものに変換していくという増殖法です。ウイルスや細菌と全く違います。

(スライド7)

どういうことかといいますと、正常プリオンたん白質というのは我々の細胞にも存在しているものです。例えば、これは模式図ですので実際にこういう形をしているわけではありません。わかりやすく形を変えています、外部から異常プリオンたん白質が入ってきて正常なものに接触し、これを異常化していくというのがこの増幅法の流れです。どんどんくっついていくとこういうものができ上がります。赤色が外から入ってきたものだとなれば、紫は自分の体から出たたん白質です。途中で分かれたりしてどんどんふえていくと、もともと自分のたん白質だったものが成分で成り立っていく。これが異常プリオンたん白質の増幅法だと言われています。

(スライド8)

先ほどどうやって検出をするのかというお話がありましたが、患畜の頭の中には異常プリオンたん白質と正常なものが混在した状態です。どちらがどうかというのは検査場ではわかりませんので、まずたん白質分解酵素で分解して正常なものを消してしまう。そうすると異常なものだけが残る。異常なものは抗体がつきにくい状態ですので、それを還元剤・変性剤と呼ばれるもので形を崩して検出試薬がくっつくようにして検出するというのが検出法の原理です。今行われている検査というのは非常に高感度な検査が行われておりまして、脳幹部であれば患畜を逃すことはないと思われまます。

(スライド9)

プリオン病はプリオンという病原体が原因で起こる病気で、ヒトではクロイツフェルト・ヤコブ病、羊のスクレイピー。鹿では、北米で大きな問題になっています慢性消耗症(CWD)という病気がありまして、野生の中でかなり蔓延しているそうです。ミンクにもあるようで、これは人的に与えられた肉が原因ではないかと言われています。ヒトの変異型クロイツフェルト・ヤコブ病に関してはBSEと極めて関連性が高いと言われておりまして、公衆衛生上の問題ということで我々は非常に問題視してこれまで取り組んでいるところです。

(スライド10)

これから非定型のご説明をいたします。非定型BSEとは何かという説明はいろんなところに出てきますが、分子量が定型のものと違うのだというのが一つの説明です。定型のものをC-BSEといいます。クラシカルタイプのCですが、Cタイプと異なるのが非定型だと。今までイギリスで出ていたものです。そこで、今二つ言われていまして、C-BSEのPrP<sup>Sc</sup>、異常プリオンたん白質に比べて分子量が大きいものをH型、小さいものをL型と呼んでいます。この病原体プリオン、非定型の特徴は何か。原因は、このCと関係があるのか。孤発性という話がありますが、それは本当かどうか。発生状況や診断法、人にうつるのかというのが、我々と同じように消費者の皆さんや生産現場あるいは業界の皆さん方の共通の疑問点ではないでしょうか。

(スライド11)

非定型BSEの特徴ということで、先ほど説明しましたウエスタンブロット法という電気泳動で分子量ごとにたん白質を分けていく方法で見ますと、こちらが大きいたん白質で下に行くほど小さくなるのですが、こちらが定型、こちらがL型を示しています。日本の24例分のバンドパターンです。この3本出るのですが、糖鎖と呼ばれるものがたん白質にくっついていまして、これが2個か1個か、ないか。なければ分子量が小さい、二つ



ついていけば分子量が大きい。この三つのバンドに分かれるのがBSEプリオンたん白質の特徴なのですが、定型の場合は2糖鎖のものが一番たくさんあって、だんだん少なくなる。L型、非定型のものについては2番目の1糖鎖のものが多という特徴です。パターンによって違います。これをグラフ化したものがこんな感じで、定型は2糖鎖が多くてL型は1糖鎖が多いという特徴があります。

こちらはL型とH型、定型。どう違うかという、糖鎖のない一番下のものについて、定型がここだとすると、L型はやや小さい、H型は大きい。恐らくプロテイナーゼK酵素で消化したときにこういった分子量の差ができるだろうと考えられています。

(スライド12)

世界で非定型BSEがどのように発生しているかまとめてみました。これは食品安全委員会の2012年6月の会議資料の中から2010年分までのものに最近のOIEとアメリカのデータを追加したもので、70例ぐらい出ています。H型とL型それぞれ、フランスのように14、13と拮抗している国があったり、ポーランドでは差が出たり、イギリスではH型ばかり出ていたり、傾向があるのかないのかよくわからない状態ですが、世界中で散発している状況です。

(スライド13)

フランスにおけるH型BSE、L型BSE、定型BSEの発生頭数が出されている研究報告がありますが、H、Lそれぞればらつきはあるのですが各年コンスタントに出ている。定型のほうは、これまで飼料規制など対策がなされてきてどんどん減っています。何が言いたいかというと、飼料規制なり施策によりBSE自体は減っているにもかかわらず非定型BSEはコンスタントに出ている。関連性はないのではないか、孤発性ではないかというような考察がなされています。

(スライド14)

先ほどと同じ研究報告ですが、今度は生まれ年で見てみますと、フランスではこのように1995年、1996年ぐらいに生まれたものが多かったということですが、Hタイプ、Lタイプそれぞれ生まれ年が違うという報告です。この発生ピーク前に生まれたものもたくさんいる。これも、定型BSEと関連性が薄く、孤発性ではないかと考える証拠の一つです。

(スライド15)

日本については2頭出ています。1頭目は我々の研究では材料がなかなか手に入らなくてよくわかりませんが、2例目の長崎の例は研究を進めているところです。

(スライド16)

今、特に我々地方の公設試験場は、国の予算、厚労省、農水省のプロジェクトに参加して北大や動物衛生研究所、国の研究機関と一緒に研究を行っています。農林水産技術会議プロジェクト研究は平成24年、昨年度で終わりました。厚生労働科学研究は今年度で終了ということで、今のところ来年度は確実な試験予算はない状況なのですが、研究自体は進めていこうと考えていますので、とりあえずこのプロジェクトの研究成果を少し報告させていただきます。

(スライド17)

まず、我々と動物衛生研究所の共同研究で24例目の非定型、L型のBSEプリオンを牛に脳内接種試験して、いつ症状が出てくるか、潜伏期間と解剖までの期間を調べてみまし

た。末期までの期間は、定型で600日から700日で立てなくなったり飼うことができなくなり解剖することになります。非定型については、末期までの期間が大体500日を切るような、定型に比べて短くなりました。症状が出る期間についても、こちらは50日ぐらいが平均なのですが、こちらは340日ぐらいで症状が出てくると。牛に対して病原性が強いのではないかと思われる所見でありました。

(スライド18)

これはイタリアの研究報告ですが、イタリアのL-BSEでも同じような数字が出ています。

(スライド19)

これも動物衛生研究所の先ほどのプロジェクトの中の研究課題で論文で報告されているものですが、牛のプリオンたん白質遺伝子を導入したマウスに接種した実験です。各国のBSEの株を接種して比べると、Lタイプについては大体一緒の反応が示されていると。いろんな国でL型のBSE、非定型が出ていますが、実験をしてみると性格は大体同じものであるという考察がされています。

(スライド20)

日本で猿への実験もされています。定型に比べて非定型のL型のBSEは潜伏期間が短くて、生存期間も短いことが報告されているところです。

(スライド21)

プロジェクトの中で高感度検出法というのも研究されています。PMCA法やクイック法というのがあります。我々も一緒に研究していますが、ウエスタンブロット法に比べて、こういった方法で増幅をかけてやると非常に高感度に、10のマイナス11乗に薄めたものでも異常プリオンたん白質が検出できます。非定型BSEにはまだ対応していないことで今後の研究が期待されているところです。

(スライド22)

時間も押してきましたが、非定型BSEの我々の試験についてご説明します。先ほど接種試験に関して説明しましたが、若干詳しく紹介したいと思います。

(スライド23)

定型と非定型、10頭、10頭に接種して、それぞれの所見をとりました。

(スライド24)

先ほど、臨床症状が出て末期までが短いと説明しました。先ほどは3頭、3頭だったのですがもうちょっと頭数をふやして研究を進めたところ、非定型の場合は11か月から16か月の間に症状が出て末期になることです。ただ、その症状に関しては、歩き方が変化したか音に過敏であるという症状は出ましたが非常に不明瞭でありました。定型BSEの場合は、これまでも報告していますが、異常歩様、姿勢の異常や音に過敏であるといういわゆるBSEの特徴的な症状が多く見られました。

(スライド25)

定型BSEについては症状がいろいろ見られる。ただ、非定型BSEについては定型に比べて症状に乏しいという結果でした。

(スライド26)

非定型BSEの先ほどのプリオンのバンドパターンを調べましたが、大もとのものと一

緒でありました。

(スライド27)

これは病理学的な免疫組織学的所見ですが、非定型BSEと定型BSEで感染させたものについてもちょっと差が出てくる。プラークと呼ばれる所見もちょっと違うような感じでした。ただ、非定型BSEのほかの国の研究と比べてL型のタイプと同じような所見でありました。

(スライド28)

脳内の異常プリオンたん白質の分布も調べてみました。同じように非定型BSEについては脳内接種して大体9か月で異常プリオンたん白質が検出でき、非常に早くから異常プリオンたん白質が蓄積して、末期になれば脳全体に広がるというのがわかりました。定型BSEに関しては10か月でやっと脳幹部でうっすら検出できる程度でありました。脳内接種に限ってということになりますが、蓄積も非常に早く症状が出るのも早いというのがL-BSE、非定型の特徴です。

(スライド29)

全身の各神経についても調べました。神経の分布に関しては定型も非定型も差がありませんでした。特に我々の研究では、筋肉であるとか内臓であるとか、神経系以外では見つけにくいという結果でありました。

(スライド30)

比較対照してみますと、症状が出る時期については非定型BSEは定型に比べて早い。症状については不明瞭であることです。病原性が強いのではないかと考えています。

(スライド31、32)

最後にまとめました。病原体については、定型とL型、H型があります。L型とH型が非定型BSE。疫学については、先ほど紹介しましたが世界で散発していると。原因不明で、孤発性ではないかと指摘されています。症状についても若干違うように思われます。特に野外例では高齢牛で発生している。脳内接種するとCより早いことです。症状が不明瞭。診断については、大体脳幹部から検出できることで一致しています。人への感染性、これは一番関心の強いところではあるのですが、定型については、変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病に関連していることで、非定型については人への感染性はまだよくわかっていません。ただ、脳内接種ではヒト型のマウスや猿に感染する。経口摂取ではキツネザルに感染したという例が報告されていますが、そのほかについては不明です。

(スライド33)

これからの対策ですが、これは今回の説明にもあるとおり国や道のほうからいろいろ報告がありますが、飼料規制は今後も継続されるだろう。BSE検査も継続されるのですが、その対象は非定型BSEを中心に移行していくのではないかと。診断に関しては非定型も診断可能です。特定危険部位の除去も検査でカバーできないリスクを排除するためには必要です。研究は、非定型についてはまだ不明な点がありますので今後も継続していかなければいけないと考えています。

BSEに関してはリスクを無視できる国になりました。今後の対策としては、新たな段階ですので、今後どうしていくかロードマップを立てながら規制、対策をつくっていかねばいけないのではないかと感じます。

以上です。

○司 会：

続きまして「BSEサーベイランスと広報活動について」、農政部生産振興局畜産振興課、小田主幹から説明いたします。

それでは、よろしく願いいたします。

○小田主幹：

北海道農政部畜産振興課で家畜衛生を担当しております小田と申します。私のほうから「BSEサーベイランスと広報活動について」ということで、先般7月の、と畜牛の検査対象月齢見直しの際に道民の皆様あるいは関係団体等の皆様に説明会等でいろいろBSE対策をご説明させていただいた中で、サーベイランスという言葉余り使わなかったものですから、「あれっ」と思われる方が多いかと思っておりますので、従来から行われていますが、改めてこの場でご説明させていただきたいと思っております。

(スライド1、2)

まず、サーベイランスとは何かということですが、ここに示しましたとおり感染症などの疾病、感染症というのは伝染病などですが、いろんな病気について発生状況や変化、どれだけ患者さんが出ているとか、例えば1月に多かったのが2月に減った、また3月にふえたとか、そういう発生状況の変化を、発生状況調査とありますが、具体的な手法としましては検査等によって持続・継続的にその病気について監視を行うというのが直接の訳になります。また、それらの検査・調査によって得られた成績について、保健所だとか、BSEに関しましては国や都道府県において得られたデータを体系立てて集計・分析して、実際にその病気がどれだけ広がっているのか、どれだけ存在しているのか等の情報分析をい、BSE対策ではどういったものが効果的なのかといったような予防管理などの対策に役立てるシステムになります。

(スライド3)

具体的にBSEサーベイランスとは何かということですが、国が主体となりまして都道府県が実行部隊という流れで体制が組まれています。国が主体となるという部分では、まず根拠となる法令、牛海綿状脳症特別措置法が国内で初めてBSEが発生したことで制定されていますが、これをベースとしてBSE対策が進められています。さらにその法律を補完する部分で「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」が農林水産省から示されておりまして、この中にBSEサーベイランスの具体的なやり方が示されています。

では、そのサーベイランスはどのような牛を対象にしているかといいますと、現在日本では3点行われています。1点目は、残念ながらBSEの患畜が発生してしまった農家、農場において、その患畜と同じ餌を食べていたり同じような生活環境で飼養されていたことから、BSE患畜に疑われる牛、つまり疑似患畜といいます。これがまずサーベイランスの対象とされています。2点目は、先ほど非定型の研究の際にも詳しくご説明いただきましたが、歩き方が変だ、音などに過剰に反応する、ふらつく、いわゆる中枢神経症状といいます。そういったBSE特有の症状があり、BSEが疑われる牛が対象になります。プラス3点目ですが、24か月齢以上の死亡牛全頭です。牛が死ぬということは、老衰もありますが何らかの原因がありますので、24か月齢以上の死亡牛は全てBSE検査を行って、BSEに感染した牛がいるかどうかを調べています。これが死亡牛のBSE検査といわれ

る部分です。

(スライド4)

死亡牛のBSE検査のイメージを持っていただきたいと思います。写真を出させていただきました。わかりづらいと思いますが、まず死亡牛が検査施設に運ばれてきて、首の後ろ側を切ると脊椎が出てきます。先ほど脳幹部というご説明がありましたが、わかりやすく言えば延髄という部分が首の後ろにあります。そこにBSEプリオンが蓄積しやすいので延髄部分を取り出している写真です。右側は、取り出した延髄に万が一、BSEプリオンがそこに含まれていた場合も考慮しまして、プリオンが外部に散らないように密閉式の装置を使いましてエライザ法という検査法でBSE検査を行っています。死亡牛の検査、BSEサーベイランスは、全道に14カ所あります家畜保健衛生所並びに、BSE検査室という家畜保健衛生所の出先機関で対応しています。

(スライド5)

BSEサーベイランスのこれまでの実施状況ですが、BSEサーベイランスはBSEが国内で発生して以降ずっと行われています。ただ、現行の体制になったのが平成15年でありまして、データとしては平成15年以降の数字を載せさせていただきました。左が北海道で右が全国です。検査頭数とありますが、ここには、特定の症状が見られた牛あるいは、残念ながらBSEが発生してしまった農家で疑似患者と診断された牛が含まれています。ただし、平成16年から平成21年までの部分では、4万5,000頭ぐらいが死亡牛の数、それ以外がその他のサーベイランス対象牛です。平成22年以降では5万頭台に検査数になっていますが、こちらでも5万頭ちょっとが死亡牛ということでご理解ください。死亡牛検査を始めて、このように1頭、2頭、3頭、5頭と徐々にBSE患者が摘発されてきましたが、5頭をピークに、平成19年度の2頭、平成21年1月の1頭を最後に道内ではサーベイランスでBSEは見つかっておりません。国の頭数も載せていますが、患者の頭数は同じです。つまり、BSEサーベイランスでは、北海道でしか患者は見つかっていない状況です。このほかに、と畜場でも当然BSE検査を実施してきたわけですが、そちらのほうでは全国的にBSEは見つかっていますが、死亡牛ではBSEは北海道でしか見つかっておりません。

(スライド6)

日本も今回、清浄国の仲間入りをしましたが、世界各国それぞれが現在でもBSEサーベイランスを行っています。リスク牛といわれる牛、BSEにかかっている可能性が高い牛として設定されているのが、月齢でいけば日本は24か月齢以上、米国、カナダは30か月齢、EUでは48か月齢になっています。この対象牛につきましては、いずれの国も先ほどお話ししました中枢神経症状等のある牛については当然チェックを進めています。その他として、死亡牛あるいは歩行状態がおかしい牛というように国によって対象に若干ばらつきがあります。

BSEサーベイランスといいますのは、と畜場の検査、特定危険部位の除去、飼料規制といったBSE対策が有効に機能していることを確かめる上でも重要な指標でありまして、先ほどお示ししたとおり平成21年以降、北海道のサーベイランスではBSE患者は見つかっていないという点では、現在、北海道ではそれらのBSE対策、取り組みが有効に機能しているという結論を得ています。

(スライド7)

これらのBSE対策、特に平成25年7月のと畜牛の対象月齢見直しなど、BSEにかかわるいろいろな事象の変化、新たな取り組みがなされたりといった場合は、私どもも広く道民の皆様にもいろいろな媒体を使いましてお知らせさせていただきたいと考え、平成25年7月のと畜牛検査月齢の見直しを期にどのような形で、皆様へのお知らせを行っているかで紹介させていただきたいと思っております。

平成25年7月以降、皆様方にお知らせさせていただいている広報内容は主に3点です。まずは、7月に見直されたと畜牛検査月齢の見直しの内容。それと、現在も引き続き進めていますBSE対策、飼料規制や特定危険部位の除去あるいはBSEサーベイランスの継続状況。最後に、こういった取り組みによって、先ほど来ご説明させていただいておりますが、20年度以降北海道ではBSE患畜は発生しておらず、安全な道産牛肉を生産していることのPRです。

(スライド8)

具体的にどういうところを見ていただければそういう情報が得られるかということですが、北海道の直接的な広報としましては先ずホームページがあります。北海道のホームページでは、各担当部局あるいは課が細かく分かれています。できるだけトップに近いわかりやすいところに置かせていただいております。また、別立てで広報資料とありますが、部のトップに近いところで、例えば道のイベントとか、いろんな情報を皆様に発信していくことで設けられている部分ですが、その時々々の状況を私どもも載せていただいております。更には、道の農業関係の情報誌「C o n f a (コンファ)」という雑誌がありますが、こちらの2013年秋号にも検査月齢の見直し、その後の取り組み継続についてご紹介させていただいております。

BSEに関しましては皆さんの関心も非常に高いことは我々も十分承知しております。その他の機関にもいろいろな場面を通じまして広報をお願いしております。主なところとして、北海道新聞の「みなさんの赤れんが」という枠の中で平成25年8月4日に先ほどの事項を紹介させていただきましたし、HTBにも地上波デジタルデータ放送で同じような情報発信をお願いしておりました。また、ごらんになられた方もいらっしゃるかもしれませんが、札幌の街中、駅前とか地下歩行空間にあります。市内3カ所の屋外大型ビジョンでも8月に北海道からのお知らせという映像を流させていただくなど、広く道民の皆様の目にとまるように努めさせていただいているところです。

(スライド9)

これは大型ビジョンの公告ですが、具体的にこういった形で「BSE検査の見直しについて」というタイトルで、検査対象が48か月齢超に変わりました、ただし、飼料規制等に取り組んできた結果、現在、北海道ではBSEの発生はありません、引き続き安全対策に取り組んでいきますので皆様のご理解とご協力をお願いしますという内容でお知らせしております。改めてこの場をお借りしまして、今後ともBSE対策を推進につきまして、対策の見直しや変更等がございましたら随時丁寧にご説明させていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

ちょっと駆け足でしたが、以上説明とさせていただきます。

○司 会：

続きまして「BSEに関する肥料の規制について」、農林水産省消費・安全局農産安全管理課、瀧山課長補佐から説明いたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

**○瀧山課長補佐：**

皆様、本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。私、農林水産省消費・安全局農産安全管理課で肥料の担当をしております瀧山と申します。本日は「BSEに関する肥料の規制について」ということでこの場をおかりして説明をさせていただきたいと思っております。

(スライド1)

では、早速始めさせていただきたいと思っております。

BSEに関する肥料の規制ということで、本日のテーマとしては三つご説明させていただきます。一つ目としましては、「肥料の概要」であります。そもそも肥料とはどのようなものなのか簡単に説明させていただきたいと思っております。2番目に、「牛の部位を原料とした肉骨粉等の肥料利用について」ということで説明させていただきます。最後に、「牛の部位を使用した肥料の規制見直し」ということで、この3本立てで説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(スライド2、3)

初めに「肥料の概要」であります。

まず、肥料とはどのようなものかということです。肥料といいますと、農場にまいたり、ご家庭でプランターにまいたり、いろんなところで使われているものですが、肥料取締法という法律がありまして、その中で定義されています。肥料とは、「植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため、土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施される物」、要は土地にまいたり施用したりするものです。もう一つは、「植物の栄養に供することを目的として植物に施される物」。何が違うのかといいますと、こちらは植物に直接散布するもの。ホームセンターなどに行きますと、液体の肥料で葉面散布、要は葉っぱに直接かけてくださいという肥料がありますが、直接植物にかけて効果を発揮する肥料も肥料取締法の中では肥料と呼んでいます。

(スライド4)

冒頭出しました肥料取締法であります。肥料を取り締まるというのはどういうことかということですが、肥料というのは、まず品質がよくなければいけない。肥料をまいたけれども植物が枯れてしまった、これでは困りますので、まず肥料の品質が重要です。そのために、肥料の品質等を保全し、そして公正な取引、もう一つ重要なのが安全な施用を確保することです。

では、品質と安全を保つために何をしなければいけないかということですが、こちらに書いてありますとおり、まず肥料の規格というものを設定させていただきます。その上で、その肥料の登録、検査、こういったものを我々を行っているところです。

肥料の登録、検査を行って、最終的には農業生産力の維持増進に寄与するとともに、肥料を使った作物を皆さんは食べることとなりますので、国民の健康の保護に資するものでなければいけないということで、肥料取締法の第1条、法律の一番最初にあります目的に書かれているものです。私どもは、この目的に沿って肥料の取り締まり、規制を続けてい

るところです。

(スライド5)

肥料の規制の仕組みは大体このようになっています。

まず、肥料には普通肥料と特殊肥料があります。簡単に言いますと、普通肥料は登録という作業が必要です。つくるためには、まず肥料の内容、成分であったり安全性について申請を行い、その上で、適合することであれば登録されることです。特殊肥料は、いわゆる堆肥のようなものです。そういったものについては許認可ではなく、つくりますという届出をしていただければ生産を開始できるというものです。ほかにも、例えば表示の規制だとか、添付しなければいけないものがあるいろいろあります。また、肥料を生産する人だけでなく、肥料を販売する人にも届出という形で規制をさせていただいているところです。

こういった規制を通過したものが最終的に農家に供給されることです。また、安全で品質のよい肥料がしっかり供給されるように、FAMIC、我々の独立行政法人であります消費安全技術センターの立入検査、もしくは全国の都道府県の職員が実際に事業者さんに立入検査を行い、しっかり登録どおりのものがつくられているか、違反するようなことをしていないか確認し、仮に違反事例があれば行政の罰則処分があることです。

(スライド6、7)

ここからは「牛の部位を原料とした肉骨粉等の肥料利用について」の説明であります。冒頭お話しすればよかったのですが、この先、スライドで細かい文字などあります。お手元にお配りしました資料に同じものが出ていますので、見にくい場合は印刷したものをご覧いただければと思います。

まず初めに、我が国におけるBSE対策の実施状況です。一つ目としましては、と畜場における特定危険部位の除去及びBSE検査を行っているところです。2番目としましては、牛肉骨粉等の飼料としての給与を禁止する飼料規制の徹底。いわゆる肉骨粉を牛に与えてしまったり、ほかの動物の飼料にまぜてしまうことのないように飼料規制を徹底していることです。三つ目ですが、死亡牛についての届出義務とそのBSE検査。こちらについても徹底されています。主にこの三つの柱によって我が国のBSE対策が実施され、我が国のBSEの発生リスクが相当程度下がってきていることです。

我が国の飼料規制について簡単にご説明させていただきます。恐らくこの次にあります説明で餌の関係でもう少し詳しく説明していただけるものと思いますので、私のほうからは簡単に説明させていただきます。

(スライド8)

まず一つとしまして、BSEの感染源となり得るものの牛用飼料への利用禁止であります。二つ目としましては、牛用飼料とその他の飼料の分離です。牛用の飼料と、豚など牛以外の飼料は使えるものが異なります。これがまざりますと牛に牛のたん白質が回ってしまう、もしくは牛に食べてはいけないものが行ってしまうことがありますので、しっかりと分離することが必要です。

(スライド9)

参考ですが、BSEの発生サイクルの遮断ということですが。BSEというのは、牛に牛のたん白質を食べさせてしまい、それが循環することによって発生したと言われていますので、牛がと畜場に入って、それが肉骨粉になり、それが餌工場に行って、また飼料とし



て牛に戻る、こういったサイクルを断つことが重要であろうということです。

(スライド10、11)

続きまして、「牛の部位を使用した肉骨粉等の規制見直し」であります。ここからは、肉骨粉は肥料としてどのような扱いであったか、現在どのような扱いになっているかということについて説明させていただきたいと思えます。

まず、牛由来副産物の肥料原料としての利用です。従来より貴重なリン資源や窒素資源を循環利用しているというのが我が国の農業の特徴です。そういったこともありまして、例えば骨やくず肉といったいわゆる人が食べない部分、正確に言いますと、食べてもいいのだけれども一般的に食べない部分を細かく砕いて加熱処理し、そしてつくったものが肉骨粉です。こういったものにつきましては、我が国でBSEが発生する平成13年以前におきましてはリン酸に富む有機質肥料として有効利用されていたのが実態です。これがBSEの発生に伴いまして、その当時、肥料用肉骨粉等を原料とした栄養補強飼料が一部流通していることが判明しました。本来であれば肥料として流通しているはずの肉骨粉が餌の原料として使われていたという実態があったということです。このため、飼料規制を完全なものとするためには肥料利用についてもそれを停止しなければいけないことになりまして、BSE発生以降につきましては肥料用に使われていた肉骨粉も含め全量が焼却処分されているところです。焼却処分することになりまして、例えば焼却灰の発生、処理費用の負担、ちょっと大きい目で見れば地球温暖化への影響も多々出てくるのかなというところ

(スライド12)

続きまして、肥料用肉骨粉の利用再開の検討であります。このような形で我が国でのBSE発生に伴いまして利用が停止されました肉骨粉は、この12年間使うことがありませんでしたけれども、飼料規制や特定危険部位の分別管理を徹底した結果、我が国におけるBSEの発生リスクは大きく低減してきているところです。また、異常プリオンたん白質は植物に移行しないというレポートと報告も出ていますので、一般的に肥料として土壤に施用したものを植物が吸って、それを食べて異常プリオンが伝染することは通常考えられないことです。そのため我々としましては肥料の見直しを考えたところです。

こちらは見直し前と見直し後です。

まず見直し前ですが、特定危険部位を含んだ肥料については今までもバツでした。特定危険部位を含まない肥料は、実は蒸製骨粉や骨炭などにつきましては以前、いわゆる利用再開につきまして一つ一つリスク評価をさせていただきまして、これまでも何個かあけているところです。主なものとして蒸製骨粉や骨炭ですが、これらについては既に利用できておりました。ただし、本日お話しさせていただきました肉骨粉についてはバツでございました。

(スライド13)

見直し後は、特定危険部位については継続してバツであろうと。肉骨粉については、リスクが大きく低減していることを踏まえまして利用再開を目指すことです。

続きまして、主要国における肥料に関するBSE規制についてであります。こちらは見直し前ということですが、主要国では牛由来肉骨粉が肥料として利用されています。アメリカ、カナダ、EU、オーストラリア、ニュージーランドでは、牛の骨や肉片などを利用

した肥料の利用が既に認められています。アメリカなど一部では特定危険部位も原料として使えるところもありますが、このような中で日本は使えない状況でございました。これは、ほかの国々から見ても日本の規制が厳しいと言えるのではないかと思います。

(スライド14)

続きまして、牛の肉骨粉の肥料利用に向けた省令等の改正についてであります。先ほどお伝えしましたとおりBSEの発生リスクも低下し、諸外国に比べても日本の規制は厳しいことです。その一方で、日本は従前からリン資源は海外からの輸入に頼っていることでもありますので、そういった貴重な資源を循環利用していくというのは重要なことです。我々としては、まず牛の肉骨粉について肥料利用が再開できないか検討させていただきました。

その結果、食品安全委員会に肉骨粉の肥料利用についての評価を平成25年2月に諮問したところです。その後、去年の4月に、牛の飼料への誤用・流用を防止する措置がとられることを前提とすれば肥料利用は問題ない旨の答申を食品安全委員から受けたところです。

これを受けまして我々としては、肉骨粉の利用再開に当たっては、牛の飼料への誤用・流用を防止する管理措置を肥料の生産業者また肥料を流通する方々に義務づけた上で利用を再開することにしたところです。

(スライド15)

それでは、主な改正事項と規制の中身をお話しさせていただきたいと思います。

まず一つ目としては、肥料登録の要件の見直しであります。肉骨粉及びそれを原料とする肥料について管理措置、いわゆる牛の飼料への誤用・流用を防止する措置を義務づけることとしました。二つ目として、肥料原料に使用できない牛の特定危険部位の範囲を食品と合わせる。これは、従前、肥料につきましては、先ほど蒸製骨粉は既に開いているとお話しさせていただきましたけれども、その際は、牛の脊柱は月齢に関係なく原料として使用不可とさせていただいたところです。ただ、食品の脊柱の範囲が30か月齢以下については食品として流通できることになりましたので、今回、肉骨粉につきましても30か月齢以下の脊柱は原料として使えると。そのような改正をさせていただいたところです。

続きまして2番目であります。牛への誤用・流用の防止のための管理措置を創設。一つとしては、化学肥料を50%以上まぜる。もう一つは、摂取防止材の混合を義務づける。摂取防止材というのは牛が食べられなくする材料、いわゆる忌避材です。そういったものを肥料に混合することによって、万一牛がその肥料を食べそうになったとしても実際は食べることができない。そのような処理をすることを義務づけたところです。もう一つ、肥料生産業者間に限っては、その肥料が誰から誰に対して、いつ、どれぐらい流通しているかトレースできる形で供給管理票の添付を義務づけたところです。

三つ目は、肥料容器への表示事項の見直し。こちらは、どちらかというと使う農家さんへのメッセージであります。例えば農家さんが家畜も一緒に飼っているというようなときに、こういった肥料を家畜の近くに置いてしまうと家畜が食べてしまうかもしれない。あげてしまうことはないと思いますけれども、あげたり家畜の近くに置くことはやめてくださいという表示が一つです。もう一つは、牧草地等への施用の禁止です。牧草地に肥料をまいてしまうと、もしかしたらその牧草についている肉骨粉を牛が食べてしまうかもしれ

ない。そうすると、直接はあげていなくても最終的に牛が牛のたん白質を食べる可能性がありますので、そういったところで使うこともやめてくださいということを肥料容器に表示することです。

最後ですが、指定配合肥料の見直しであります。指定配合肥料をご存じでない方もいらっしゃると思いますので簡単にお話をさせていただきますけれども、冒頭ありましたように肥料には主に二つの種類、登録が必要なものと届出が必要なものがあります。指定配合肥料というのは届出が必要な肥料に当たります。これは何で届出でいいかといいますと、登録された肥料同士を単にまぜ合わせるだけです。その登録のときに安全性や品質を確保していると一般的に考えられますので、いわゆる届出だけでいいことです。ただ、逆に届出でいいことが災いしまして、ここにありますように化学肥料を50%入れなさい、摂取防止材を混合しなさいと義務づけても、こちら側としては監視の目が行き届かない肥料です。ですから、こういった監視の緩い肥料は摂取防止措置が守られない可能性もあることから、今回、指定配合肥料の原料から、特に摂取防止措置がとられていない肉骨粉を除外すると。そのような規制をさせていただいたところでは。

(スライド16)

こちらは、今、口頭で説明させていただいた内容を図に落とししたものであります。肉骨粉の肥料利用に当たって導入する管理措置です。一番左側から説明させていただきます。

まず、と畜場等と書いてあります。肥料の中に特定危険部位が原料として含まれてしまいますと非常に問題ですので、まずと畜場段階で特定危険部位が混入しないように分別管理の徹底を義務づけさせていただいているところです。我々国の地方農政局等が実際にと畜場に赴きまして、しっかりした分別管理、マニュアルどおりにやっているかどうか確認させていただきます。

確認してオーケーが出たものが原料として肉骨粉製造工場に供給されますけれども、ここでも監視・確認が行われます。今度は大臣確認というシステムがありまして、消費安全技術センター（FAMIC）がやはり事業場に赴きまして、製造ラインがしっかり分離されているかどうか。レンダリング工場によっては、例えば死亡牛ラインと健康牛ラインの二つのラインを持つところもありますので、本来であれば入ってはいけない原料が混入し交差汚染されてしまっても元も子もございませんので、製造ラインがしっかり分離されているかどうか検査をし、問題がなければ大臣確認がおりるというシステムです。

続きまして複合肥料製造工場に行き、先ほど申しました牛の飼料への誤用・流用を防ぐ措置として摂取防止材や化学肥料等の混合を義務づけさせていただいているところです。また、先ほどありました牧草地へ施用しない、家畜の口に入れないでくださいという旨を肥料容器に表示することになります。

そのようなことで混合され摂取防止措置のとられた肥料が最終的に販売店に並び、販売店から農家さん、消費者の皆様方に供給されるというシステムです。

(スライド17)

続きまして、牛の部位を使用した肥料の規制の状況であります。今回は肉骨粉についてお話しさせていただきましたけれども、今現在どのような規制の状況になっているかお話しさせていただきたいと思っております。

先ほど出てきた図と非常に似ていますけれども、特定危険部位を含む肥料は全面的に利

用が禁止されています。特定危険部位を含まない肥料につきましては、蒸製骨粉はマル、肉骨粉もマルになりました。肉骨粉につきましては本年1月4日付で施行されているところです。それ以外に牛の部位を使用した肥料としましては肉かすもあります。こちらについては食品安全委員会から利用に関する答申をいただいておりますので、現在、パブリックコメントや省令改正の準備を進めているところです。こちらにつきましても順次、肥料利用の再開を目指していきたいと考えているところです。いずれにしても、肉骨粉、肉かすなどにつきましても牛の飼料への誤用・流用を防止する管理措置を行ったものであることという条件が付きまします。

(スライド18)

最後に、このたびの肉骨粉の肥料利用のポイントですが、まず一つ目としましては、我が国の肥料における状況、リン資源に乏しい状況におきまして、未利用の有機質資源を肥料原料として安全に、そして有効に利用していくことが重要だろうと考えているところです。ただ、やはり利用する上では牛への誤用や流用を防ぐ措置の導入と、さらに利用者における措置の徹底が重要です。そのためにFAMIC、国もしくは都道府県の職員による立入検査を実施させていただいているところです。そして、肥料というのは、あければそれで終わりかという、そうではないと思います。その肥料を使う、もしくは、その肥料を使ってつくられた作物を安心して消費するためには、管理措置、監視活動といった安心して肥料利用できる環境整備が重要と考えているところです。また、肥料利用に関しまして我々がやろうとしていること、どのような理由であけているのか、また、どのような管理措置、監視措置をしているのかということについて積極的な情報提供をしていかなければいけないと考えていますので、引き続きこういった場があれば我々も肥料利用に関しまして積極的な情報提供をしていきたいと考えているところです。

長くなりましたけれども、BSEに関する肥料規制、今回の肉骨粉の肥料利用に関する私からの説明は以上となります。どうもありがとうございます。

○司 会：

続きまして「牛由来の飼料用動物性油脂の利用について」、独立行政法人農林水産消費安全技術センター札幌センター、野口肥飼料検査課長から説明いたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○野口課長：

私のほうから「牛由来の飼料用動物性油脂の利用について」ということで説明させていただきます。私は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター札幌センター肥飼料検査課長の野口です。私どもの所属名が長いので、通称FAMICとっております。

(スライド1、2)

飼料に対する法律というのがあります。通称、飼料安全法と言われております。その一番の目的は、公共の安全性の確保と畜産物等の生産の安定に寄与するということです。対象動物は、ご存じのように牛、豚、鶏、羊、山羊、水産動物があります。安全の確保については、規格・基準の設定以外に飼料の製造禁止、廃棄等の命令を行うことができます。その他といたしまして、製造業者の届出、輸入の届出、報告の聴取などがあります。

(スライド3)

これは、先ほど似たような資料があったと思いますが、日本におけるBSE対策という

ことで簡単に書いてあります。これも既に皆さんご存じだと思いますので、後で見ただけで大體わかる内容かと思ひます。

(スライド4)

BSEの発生防止対策として飼料規制。先ほどもありましたが、BSEの感染源となりえるものの飼料への利用を規制しBSEの発生サイクルを遮断することで、具体的に言ひますと、肉骨粉、動物性油脂等の牛用飼料への利用禁止。あと、牛用飼料とその他の飼料の分離。これは、牛用飼料とその他の飼料、例へば鶏・豚用飼料との交差汚染を防ぐために、製造、保管、輸送等を分離することになっています。

(スライド5)

具体的にどのような対策をとっているかと言ひますと、飼料原料の利用規制ということで動物由来たん白質の給与規制が省令で定められています。二つ目としましては、製造工場等における規制。これは、鳥・豚と牛の製造工程の分離。あと、反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン。この定義の中には動物性油脂は含んでいません。もう一つは、飼料等の検査。これは飼料等に含まれる動物由来たん白質等の検査ということで、この三つの柱で飼料規制が行われています。

飼料原料の利用規制、これは省令で定められておりまして、安全法第3条と言ひます。飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の第1条、飼料の成分規格並びに製造方法及び表示の基準に関する基準、別表第1ですが、そこで定められています。

(スライド6)

別表第1の5、動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準がありまして、その中で、動物性油脂の不溶性不純物は0.15%以下であること、また、牛脊柱等の危険部位が混入しないこと等の確認を受けることとなっています。このようなものと、あと使用上の規制。哺乳期には動物性油脂(特定動物性油脂を除く)を含んではならない。牛用飼料は、反すう動物を原料とした動物性油脂は使用できない。あと、飼料には表示をなさいということで、牛、羊、山羊及び鹿には使用しないということが表示がきちんと定められています。

(スライド7)

二つ目といたしまして、配合飼料等製造事業場における規制。これは製造ラインの分離と言ひます。一般に北海道内の大手の工場は、牛専用工場と、もう一つは牛用飼料と鶏・豚飼料の両方をつくる工場があります。牛用飼料をつくる工場では当然、動物由来たん白質が混入しない対策をとりますが、牛用ラインと鶏・豚ラインと二つある場合は、このように完全に仕切りまして、鶏・豚ラインで使用する動物由来たん白質が混入しないよう対策をとることになっています。原料から製造、出荷までそういう対応をとるよう定められています。

(スライド8)

三つ目の対策は、飼料の検査体制。我々は配合飼料工場、動物性飼料を製造する工場に立入検査に行きます。そこで先ほどありましたがBSEガイドラインによる実施状況を確認しています。原料収集先、輸送方法、製造工程分離状況、製品輸送方法、原料受け入れ、製造、出荷記録等を立入確認いたします。あと、製造している製品をサンプリングいたしまして、持ち帰りまして牛用飼料、動物性飼料について検査をいたします。まず、動物性

たん白質の検出、DNAの検出、骨が入っていないか、そういうものを検査して総合判定いたします。あと、輸入に係る動物由来飼料ということで、輸入原料については書類審査をしています。このような検査体制をとって確認をしています。

(スライド9)

これも似たような資料をどこかで見たことがあるかと思いますが、このような対策をとった結果、昨年5月にBSEステータスが「無視できるリスク」の国に認定されたという経緯があります。

(スライド10)

これも皆さん何回も言いますが食品安全委員会の答申でありまして、昨年5月に30か月齢、48か月齢とか、そのようなことが食品安全委員会から答申されています。

(スライド11)

これも何回も出ている資料だと思いますので、見ていただければわかるかと思いますが。

(スライド12)

特定危険部位の定義も皆さんご存じだと思います。

(スライド13)

これは、特定危険部位の除去・分別ということで厚労省で定められたガイドラインの要約を書いたものです。詳しいことまではわからないのですが、概要は、先ほど図で説明がありましたが、月齢が30か月齢以下、30か月齢超、48か月齢超の牛について分別と殺を行いなさいとか、月齢が確認できない頭部、枝肉、内蔵等は48か月超として扱うというようなことが定められています。食肉関係も同様の扱いということで、食肉処理場もこれに基づいて対応をとっていることになります。

(スライド14)

それを受けまして飼料関係について昨年2月25日に食品安全委員会から答申を受けています。牛が牛由来原料を含む確認済動物性油脂を摂取することを防止するための管理措置等がとられることを前提とする限りにおいて、改正後の飼料の成分規格に基づき製造される確認済動物性油脂と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことで、先ほどのがそのまま同様になっています。

(スライド15)

それを受けまして牛由来の飼料原料の規制見直しが行われています。これは昨年4月1日に施行されたものでありまして、この部分が食品安全委員会の答申に基づき改正になったという経緯があります。ここに書いてありますように牛由来飼料原料は牛には一切使用できません。豚、鶏に限り使用できるようになっています。動物性油脂も当然、牛には使用できない。鶏、豚だけということになっています。もう一つ条件がありまして、牛の脊柱等の危険部位が混入しないこと等の確認を受けることで、これは大臣の確認を受けることになっています。

(スライド16)

これは大臣確認制度の内容です。先ほど肥料のところであったのですが、扱いとしてはほぼ同様の扱いになります。当然、食肉処理場から原料など入ってきますけれども、動物性飼料等の工場、レンダリング工場で肉骨粉等に加工されています。その際に出る動物性油脂が配合飼料工場に流れることになりますが、まず工場から確認申請がされて、我々F

AMICが工場の確認検査を実施する。それが適正と認められたときには農水省に上げまして、それから確認認定がされる。確認認定されますと認定工場がFAMICのホームページで公表されることになっています。申請があったときには、先ほど肥料のほうで説明がありましたが農政事務所の同行調査とか、そういうのは当然あります。そういう形で大臣確認されています。

(スライド17)

これは動物性油脂原料への特定危険部位の混入を防ぐための大臣確認措置ということで、先ほど説明しましたが確認事項として、食肉処理場等につきましては、脊柱等を含まないとか、分別管理、分別出荷、こういうことに対する農林水産省、FAMICからの調査を受ける旨の契約が必要なことです。そして原料供給管理票を添付して化製場に行く。そこで契約状況、原料受け入れ時の原料供給管理票の確認、現物検査、非飼料用と飼料用の製造ラインの分離、そのようなことを確認します。そして、油脂供給管理票を添付して配合飼料工場に出荷される。これは豚鶏等の飼料工場になります。ここでは牛由来を含む動物性油脂は大臣確認済みであることの確認とか、豚・鶏肉と牛用の製造ラインの分離、牛由来の油脂を用いた飼料には牛に使用できないことを表示とか、そのようなことがあります。これらのことについて農林水産省とか我々FAMICで確認を行うことになっています。

(スライド18)

これは、新たに特定危険部位の見直しに係る原料を扱う場合の対応です。実際にはないので、あった場合どうするかということで、当然、脊柱に見直されたらその要件は変わりますから変更等の対応をすることになります。その場合は、まず大臣確認事業場が収集先に対してどういう状況なのか確認する。それで適正管理をしているようだったら油脂原料供給契約を締結する必要があります。それを待ちまして、事前に我々のほうに変更届(案)を提出していただく。あと、農政事務所のほうから同行調査とか、そういうもので確認をとっています。④と⑤の判断ですが、これはケース・バイ・ケースとなります。その後、状況によっては事業場に確認に行くなどして、適正と認められたら大臣確認となります。それまでに、特定危険部位の見直しに係る新しい原料は農政事務所が実施する同行調査が終了するまでは原料にできないことになっています。もう一つは、特定危険部位の見直しに係る原料を使用しない場合は変更しなくてもいいことで、従来どおりの対応であれば変更しなくてもいいことになっています。

(スライド19)

これは特定危険部位の分別管理ということで、それぞれの場所によってどういう対応をしているか、我々が見るときどういうところから見るのかというようなことです。月齢分別管理体制を確立し、新たに油脂原料供給契約を締結する必要があることで、一応このようなことを確認してから契約を結ぶことになると思います。必ずここであれば30か月齢とか、一応そのようなことがあるので、皆さん、と畜場とか食肉センターでどういう対応をとっているか見ていただいて、それに基づいて確認を行うことになります。

(スライド20)

これは北海道内の大臣確認事業場数です。飼料関係ということで大臣確認については幾つか種類がありまして、魚介類由来たん白質というのは魚粉ですが、これについても現在、

大臣確認を受けています。それが20事業場。動物性油脂は13事業場。あと、チキンミール、フェザーミール、鶏豚混合肉骨粉、豚肉骨粉、血粉ということで、それぞれ確認を受けた事業場数になります。

(スライド21)

以上で「牛由来の飼料用動物性油脂の利用について」の説明を終わります。どうもありがとうございました。

○司 会：

ありがとうございました。

ここで約10分間の休憩をとらせていただきます。再開は、こちらの時計で16時といたします。16時から質疑に移らせていただきます。

－休 憩－

(3) 質 疑

○司 会：

それでは、時間になりましたので質疑に入らせていただきます。

回答者につきましては、説明者、農政部生産振興局畜産振興課の奥田家畜衛生担当課長のほか道の肥料・飼料の担当者を加えまして回答いたします。

ご質問につきましては、市町村、所属、氏名をはっきり述べてから要点をまとめて簡潔にお願いいたします。

それでは、ご質問をお願いいたします。

○質問者A：

一つは非定型の件で、非定型と定型との関係性はどのようなことが考えられるかということと、あとFAMICのほうで、資料5の8ページの輸入飼料に関しては書類審査のみとなっていますが、これのモニタリングはどうなっているのか。今回の件についても輸入油脂と言われている件が大きいと思うのですが、このかかわり方について説明をしてください。

○司 会：

わかりました。非定型BSEの関係と輸入飼料の関係ですね。

○福田研究主任：(道立総合研究機構畜産試験場)

非定型BSEと定型BSEの関連性ということですが、我々はこれまでL型については研究してきましたが、定型とL型については別のプリオンだろうと考えています。ただH型につきましては関連があるような報告もありますので、今の段階ではわかりません。別のプリオンだろうと考えています。

○質問者A：

それが変化することはあるのですか。LとかHが定型に変化する、または何かにかかわって変化する可能性があることは。

○福田研究主任：(道立総合研究機構畜産試験場)

直接の証拠というのはございませんが、いろいろな動物実験、マウスも遺伝子組換え型の



いろいろな動物の遺伝子を組みかえたマウスへ接種すると別の性質のプリオンが見られるという報告も幾つかありますので、可能性としてはあります。ただ、今の定型BSEと非定型BSEの関連については不明であります。

○司 会：

続いて輸入飼料の関係をお願いします。

○野口課長：（農林水産消費安全技術センター札幌センター）

輸入飼料の件ですが、肉骨粉は現在輸入はありません。あと、ここで言うておりますのは一つは輸入魚粉ですが、輸入魚粉については事前に動物検疫所が動物由来たん白質を検査しまして、それに合格したものが輸入になっています。

○質問者A：

ミルク関係とかそういうのはどうなのですか。

○野口課長：（農林水産消費安全技術センター札幌センター）

油脂は、私も記憶がちょっとございません。

○質問者A：

そこが一番肝心なところだと思いますから確認してください。

○野口課長：（農林水産消費安全技術センター札幌センター）

わかりました。

○司 会：

ほかに質問はありませんでしょうか。

○質問者B：

このたび非定型BSEのお話、どうもありがとうございました。この中でちょっと教えていただきたいのが、非定型BSEが定型BSEよりも感染期間が短くて蓄積性も高いというような結果。これは、たしか食品安全委員会のほうのBSEの委員会と同じ内容ではなかったかと思うのですが、その中に、L型が日本人のメチオニン／メチオニンの遺伝子を持っている人たちに対して他のメチオニン／バリン型よりも極めて感染性が高いこともちょっと載っていたわけです。そういうことから考えますと、極めて感染期間が短くて、まして外見からはなかなか判断できないとなりますと、私どもとしては、48か月齢まで検査なしで流通して肉になってしまうこととなりますと、感染した牛を本当にサーベイランスだけで確認できるのかなど。そういうところをちょっと心配しています。そこら辺はいかがなものでしょうか。

○司 会：

非定型のBSEの関係ですね。

○福田研究主任：（道立総合研究機構畜産試験場）

まず、病原性が高い、発症時期が短いという問題に関しては我々が脳内接種で行ったものです。各実験、これまでほかのところで報告されていますのもマウスへの脳内接種、猿への脳内接種ということで、病原性が高いと。今の段階でのリスクということを考えて、そういう実験の中で評価されているものだと認識しています。

一方で経口摂取の試験も行われているのですが、これは非常に困難な現状でして、まだ報告がほとんどありません。キツネザルで成功したという例がありますが、これぐらいだろうと思います。ですから、実際に脳の中に入ると病原性は強いのですが、それ以外のと

ころについてはまだ不明な点が多いので、今後もしっかり研究していかなければいけないと感じているところです。

ただ、検出に関しましては、今までどおりの検査でひっかかる。あと分布に関しても、特定危険部位の除去が全てのものに関して実施されれば食品安全委員会の考え方どおりのものだろうと私は思います。

○質問者B：

もう一つお願いいたします。イタリアなどの報告の中では、必ずしも門部に集まるというよりも前脳にプリオンがたまる。それから、可食部にもたまるというような報告が出てきていることもちょっと伺っています。また、日本人の遺伝因子のL型に対する感受性、そのメチオニン／メチオニンの遺伝子を持っているのがたしか90%か80%前後いることを考えますと、非定型BSEへの対応はもうちょっと慎重でもいいのではないかと私は常々思っていますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○福田研究主任：（道立総合研究機構畜産試験場）

まずヒトの遺伝子型についてということはあるのですが、我々は自分がどの遺伝子を持っているかわからないわけです。これもまず第1としては、そういったものが出回らない、遺伝子に関係なく人にリスクのあるものは口に入れないというのが大前提だと思いますので、今の対策の上でそれはリスクはないに等しいと思います。

あと、イタリアのもので脳幹部以外のところにたまっていたというのもありますので。私のほうの資料で32枚目に、診断について、脳幹部からPrP<sup>Sc</sup>検出とありますが、そこをポツではなく◇にしてあるのは実はその点でありまして、我々の試験では脳内接種では脳幹部にも非常に強くたまるというのを確認しています。ただ、それは脳内接種であること。脳幹部をねらっていることでそういった成績でありました。自然発生例、野外例については世界で70例ということで、それも良好な試料は数少ないのでよくわからない現状です。経口摂取の試験もなかなか難しいことで、その辺については注意しなければいけないと思います。ただ、発症するようなレベルでないとも末梢神経もそうですし神経系以外の組織では異常プリオンたん白質は検出されませんので、その点については飼料規制、BSEの検査、特定危険部位の除去で安全性は確保されると認識しています。

○司 会：

ほかにご質問はございませんか。

○質問者C：

BSEの検査も十数年という形になってきていると思うのですが、まず、48か月齢超と以下ということで補助事業はまだ継続できるのかということと、北海道の場合ですと、全国の50%弱が経産牛ということで、30か月齢以下ということで分別するとなるといろんな部分で対応が難しくなるのではないかとということがありますので、そこら辺の話をちょっとお願いしたいことと、平成14年以降に生まれた牛ではBSEは出ていないことだと思うのですが、それ以前の牛が全国でどれぐらい残っているか。そこら辺の頭数とか、そういう話もちょっと教えていただければと思います。

○司 会：

わかりました。と畜牛の検査月齢の話ですね。

○質問者C：

まず1点目は月齢です。48か月齢超とそれ以下ということで分別管理していますが、特定危険部位は全部焼却していますが、補助がありますので、それが来期以降も継続されるのかということです。そこら辺のお話というのはどうなのでしょう。

○司 会：

特定危険部位に対する補助金の関係ですか。

○質問者C：

はい。

○小田主幹：（道農政部生産振興局畜産振興課）

ただいまのご質問ですが、例えば処理した残渣だとか死亡牛の処理の関係の補助金だとかそういった部分ですか。

○質問者C：

はい。

○司 会：

特定危険部位の補助ですか。脊柱の除去の。

○質問者C：

そうですね。そういうのを分別してレンダリングのほうに回っていくのですが。

○小田主幹：（道農政部生産振興局畜産振興課）

特定危険部位を含めまして、これは死亡牛の適正処理も同じラインで化製処理されますので、こちらのほうの補助については今、国のほうからは何の変更も示されておられませんので来年度も現状のままと受けています。

○質問者C：

わかりました。

もう一点の、ずっとBSEということで調べてはいると思うので、平成14年以降に生まれた牛には出ていないことで、それ以前の牛は全国でどれぐらいの頭数生存しているのでしょうか。

○司 会：

BSEのコホートの年代で生き残っている牛の数の話ですか。

○質問者C：

そうですね。

○小田主幹：（道農政部生産振興局畜産振興課）

先ほどの表でBSEのサーベイランスについて、平成15年からのデータをお示しさせていただきました。部分的には平成13年、12年あたりからサーベイランスは始まっていますが、ことし平成26年に入りましたので、12年ほど経過しており、乳牛については、全国のホルスタインの飼養年数の平均を見ますと、ほとんど皆無に等しいだろうと考えます。黒毛和種の繁殖牛でも10歳を超えるものは繁殖成績が落ちますので数的には非常に少ないと思います。全国的な数字については今何頭ぐらい生存しているかデータがございませんが、数的には、道内の飼養環境とか牛の一般的なデータを見ますと、ごく少数になっているかと思えます。

○質問者C：

わかりました。肉骨粉が出回らない体制を長年とって、実際にそれで出ていないわ

けですから、それ以前の牛がいなくなればまたちょっとこう。そういう観点からの考え方ができないのかなと思ったものですから。

○小田主幹：(道農政部生産振興局畜産振興課)

それ以前の牛がいなくなると、BSE対策もフリーにという視点からですか。

○質問者C：

まあ、そうですね。

○小田主幹：(道農政部生産振興局畜産振興課)

現在の状況について、資料が手元にありませんが、平成12年、11年あたりに生まれた牛がいなくなったという状況になれば、国段階で新たな見直しの議論が起こってくるというのは可能性としてはあると思います。また、それを受けて都道府県のBSE対策の見直しの動きがあるかもしれません。その辺は、全国的な動きの中で北海道としてもその時点でまた取り組んでいかなければならないと考えています。

○質問者C：

ありがとうございます。

○司 会：

ほかに質問はございませんか。

○質問者D：

まず肥料の件でちょっとお聞きしたいのですが、肉骨粉については、ことしの1月4日からですか一応規制緩和というか解禁になったと。肉かすについては、これから再開予定だという先ほどのお話だったのですが、これは、めどというかスケジュール的にはどういうことで進められるのか。

それから、肉骨粉と肉かすを別々にした理由というのでしょうか、安全性にいろいろ問題があったのか。その辺についてちょっとお聞きしたいのと、もう一つ、サーベイランスの問題で、資料の5ページのBSEサーベイランス実施状況、検査頭数、患畜、陰性という表があるのですが、疑似患畜と疑わしい牛、それから死亡牛の三つがこの対象になっていまして、この表の見方というのでしょうか、もうちょっと具体的に説明していただければと思います。

以上です。

○司 会：

わかりました。まず肥料の今後のスケジュール等について、あとサーベイランスの表の関係ですね。

○瀧山課長補佐：(農林水産省消費・安全局農産安全管理課)

ご質問ありがとうございます。

まず、肉かす粉末等の今後のスケジュールですが、こちらにつきましては食品安全委員会からの答申は既にいただいておりますので、現在、私どもとしましては、この法律を改正するためにパブリックコメントと、もう一つはWTOへの通報、この二つが必要になります。そちらを得た上でないと法律が改正できない仕組みとなっております、少なくともパブリックコメントには30日以上時間が必要です。また、WTO通報につきましては60日以上と規定されています。さらに、肥料の法律を改正する際にはその30日前までに公告しなければいけないというルールもありますので、これらを単純に足し合わせると、その

手続だけで少なくとも4か月程度はかかってしまうことです。

現状ですが、答申はいただいておりますが、まだパブリックコメントをこちらとしては発出できていない状況です。というのも、今回、肉骨粉の肥料利用を先に進めさせていただいたことと、肉かす粉末等ですと、その後、牛由来の肥料でかなりいろんな種類があります。そういった多種多様な肥料がありますので、そちらにつきましては現在パブリックコメントのための準備というか検討をさせていただいているところでありまして、これにつきましてはもうしばらくお時間をいただきたいと思いますというところです。パブリックコメントができれば、先ほど言ったようにそれから4か月程度で法律が改正されるとご認識いただければと思います。

もう一つ、肉骨粉と肉かす粉末のいわゆる解禁の順番ですが、まず大きな違いとしましては、そもそも食品安全委員会への諮問の順番が肉骨粉と肉骨粉以外という形の2本立てで諮問させていただきました。食品安全委員会からいただいた答申につきましても肉骨粉が昨年4月でありまして、肉かす粉末等、肉骨粉以外につきましては7月に答申をいただいておりますので、まずそこでスケジュールのずれが生じていることです。

あと、どういう理由でこの二つに分けたかといいますと、肥料の改正をするときは、業界のほうからの要望であったり利用者のほうからの利用再開の要望を受けまして私ども検討を進めさせていただきます。その関係で今回は、これまでの生産量が多いことや肥料として使われる量が多いこともありまして肉骨粉を先に解禁し、それ以外についてはまとめてやったということです。そのようなことで二つに分けたことです。

#### ○小田主幹：(道農政部生産振興局畜産振興課)

5ページのBSEサーベイランスの表の詳細ということなのですが、その前に、サーベイランスの対象となっていますのが、まずBSE患者が発生した農場で疑似患者とされた個体、もう一つが、ふらつくなどの神経症状、BSEが疑われる臨床症状を呈した牛の病性鑑定、もう一つが24か月齢以上の死亡牛の全頭検査。この三つの対象カテゴリーがある中で、今サーベイランスの成績としてはそれを足し込んだ数で国も都道府県も整理しております、今回こういう数字になったことをまずご理解いただきたいと思います。

それで、実際に疑似患者が年間何頭だとか、BSEの臨床症状を呈したものが何頭かという細かい数字は手元にはないのですが、先ほど駆け足で説明させていただきましたが死亡牛検査頭数が北海道の場合、大体4万5,000頭から5万1,000頭ぐらいで推移していますので、それを差し引くと疑似患者と臨床症状を呈した牛は多くて数百頭になります。その数百頭足す死亡牛で4万6,000頭、4万5,000頭、5万2,000頭といった数字になっています。

平成21年の1月に最後のBSEの発生が1頭ありまして、それに伴って疑似患者が出ていることは承知していますが、それ以降、患者がゼロということで、平成21年度以降はここに疑似患者のサーベイランス対象牛は入っておりません。ですから、これは死亡牛が9割以上を占める数字になります。

全国も同じように合計頭数で各県の状況等が農林水産省のほうでまとめられていますので、対象別ではなく、合計頭数になっていることは申しわけありませんが、よろしくお願ひします。

#### ○質問者D：

わかりました。そうするとこの平成24年の検査頭数は、死亡牛と中枢神経症状の二つでトータルということですね。

○小田主幹：(道農政部生産振興局畜産振興課)

そうです。

○質問者D：

内訳ははっきりしないけれども、大半は死亡牛であると。

○小田主幹：(道農政部生産振興局畜産振興課)

大半といいますか、5万3千数百頭は死亡牛です。

○質問者D：

ほとんどがということですね。はい、わかりました。

それから、先ほどの肥料の関係については、私どもとしては、できるだけ消費者の安全を守るという観点から慎重にやってほしいと。そういう意味で今後、国の施策等も進めていただくよう、ここで要望といいますかお願いしたいと思います。

○瀧山課長補佐：(農林水産省消費・安全局農産安全管理課)

はい。肥料利用に関しましては、先ほどスライドの中でも説明させていただきましたけれども、我が国の場合、今後、肉骨粉に限らず未利用の有機質資源は有効に活用していくことがどうしても必要になってくる場所もありますので、その中では、やはり安全で品質のいいものというのが非常に重要です。まずこれが絶対条件だと考えていますので、私どもとしては、安全や品質が守られるようにしっかりと規制を準備しますし、その規制が守られるように業者への指導や監視活動を引き続き進めさせていただきます。また、こういったことをやっていることを消費者の皆様、生産業者の皆様に情報発信をして、その中でまたいろいろとご意見をいただいて、それを施策に生かしていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○司 会：

ほかにご質問はございませんか。説明でわからなかった点やもっと聞きたい点などがございましたら、ご遠慮なくお願ひいたします。

#### (4) 閉 会

○司 会：

これをもちまして閉会いたしますが、最後にご質問があれば伺います。

以上をもちまして「BSE対策の現状に関する説明会」を閉会させていただきます。長時間にわたりご清聴いただきまして、まことにありがとうございます。気をつけてお帰りください。